

香川県介護支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要領第2条第1号に定める「暴力行為等」の考え方について

種類	具体的な内容	定 義	具 体 例	根 拠 法 令 等
暴力行為	身体的暴力	身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動	殴ったり蹴ったりする等、直接何らかの有形力を行使するもの。 平手で打つ、足で蹴る等、具体的な事例は 内閣府男女共同参画局ホームページ の考え方に準じます。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第1条第1項
	精神的暴力		心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。 大声で怒鳴る、殴るそぶりや物を投げつけるふりをして脅かす等、具体的な事例は、 内閣府男女共同参画局ホームページ の考え方に準じます。	
著しい迷惑行為	カスタマーハラスメント	顧客等の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの	精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）、威圧的な言動、継続的・執拗な言動等、具体的な事例は、 カスタマーハラスメント対策企業マニュアル （厚生労働省）及び令和8年2月27日付け 政府広報オンライン（ホームページ） の考え方に準じます。	カスタマーハラスメント対策企業マニュアル （厚生労働省）
器物破損行為	刑法第261条に定める「器物損壊等」	物質的に物の全部又は一部を侵害し、又は物の本来の効用を失わせる行為	たたいたり割ったりして物を壊す、ひどい汚し方をして心理的に物を使えなくする、物の一部の機能を使えなくする、物を隠して使えなくする等、具体的な事例は、刑法第261条における判例や通説（効用侵害説）に基づき、物理的毀棄及び（心理的・機能的・占有侵害による）効用喪失の要件に準じます。	・刑法第261条 ・最高裁判所 昭和25年4月21日判決
等	上記のいずれにも分類できないもの 等	（1）認知症等の病気または障害の症状として現われた言動等であって、複数人数での訪問（＝適切な体制で組織的に対応すること）により、職員が一人で問題を抱え込むことを防ぎ、職員の精神的負担を大幅に減らすことができると相当程度見込まれるもの （2）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する	（1）認知症の行動症状（暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等）や心理症状（抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等）等、病気または障害に起因する暴言・暴力であって、職員の安全に配慮し、適切な体制で組織的に対応することが必要な言動等、介護現場におけるハラスメント対策（厚生労働省社会保障審議会）及び管理者向け研修の	（1）・介護現場におけるハラスメント対策（厚生労働省社会保障審議会） ・管理者向け研修のための手引き（厚生労働省） （2）・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第4項 ・事業主が職場における

		法律第 11 条第 4 条の規定により策定された「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）」に規定されている「性的な言動」 (3) その他知事が暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為と同等であると認めるもの	ための手引き（厚生労働省）等の考え方に準じます。 (2) 性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること等「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）」に規定されている「性的な言動」の考え方に準じます。	性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）
--	--	---	---	---